

特集2

犯罪被害の実態（犯罪被害の暗数と精神障害を有する者等の性犯罪被害） —令和7年版犯罪白書を読む

令和7年版犯罪白書を読んで —ルーティン部分に関して

甲南大学教授
松原英世 Hideyo Matsubara

I はじめに

筆者の担当箇所は『令和7年版犯罪白書』のルーティン部分である。これについては、別途、法務総合研究所研究官による解説があるので、本稿ではタイトルどおり、筆者が『犯罪白書』のルーティン部分を読んだ感想及び普段から気になっていることを率直に書いてみたい。

令和7年の最も大きな変化は、拘禁刑の施行であろう。刑罰の種類の変更は、明治40年の刑法制定以来初めてのことである。拘禁刑導入の効果は、その目的が受刑者の改善更生にあるのであれば、出所受刑者の出所事由別再入率（令和7年版犯罪白書では5-3-6図。以下図表に言及する場合は、同書の図表番号である。）等でいずれ確認されるのかもしれない。他方で、個人的には量刑（検察段階での訴追裁量等も含めて）へのインパクトに関心がある。すなわち、掲げられた目的はダイバージョンや量刑判断の枠組みに影響をもたらすのか、との関心である。これも将来の課題であるが、おそらく従来の判断枠組みに変化は生じないだろう。だとすれば、裁判官にとって拘禁刑の導入は意味のないものなのだろうか。そもそも立法段階においてその適用原理は検討されたのだろうか。改善は刑罰目的として、拘禁刑の対象者や拘禁期間の決定

をリードすべき理念性を持つものである¹。刑の一部の執行猶予制度が導入されたときにも感じたことであるが、せっかくの機会なので、拘禁刑については量刑（どのような原理に基づいて量刑を行うべきか。）という文脈での議論も期待したい。

II 犯罪の動向

法務省のホームページによると、犯罪白書は「刑事政策の策定とその実現に資するため、それぞれの時代における犯罪情勢と犯罪者処遇の実情を報告し、また、特に刑事政策上問題となっている事柄を紹介する白書」だということである。

ここにいう犯罪情勢を記述するのが第1編「犯罪の動向」であり、犯罪者処遇の実情を記述するのが第2編「犯罪者の処遇」であろう。以下、順に見ていきたい。なお、少年については第3編に、特定の犯罪類型等については第4編に、動向と処遇を合わせた記述がある。いずれについても、別に章を立てて言及することにしたい。

1-1-1-1図によれば、刑法犯の認知件数は、平成14年に最多（285万3,739件）となり、同15年以降は令和3年まで減少を続けていたところ、翌年から上昇に転じ、令和6年は73万7,679

¹ 他方で、更生は刑罰の目的とまでは言えないだろう。無職であるとか住所不定であることが刑罰を科す理由にはならないからである。なお、念のためにつけ加えておけば、筆者は改善を刑罰目的として支持するものではない。